

鳳凰山一〇号漢墓出土史料から見た江陵社会

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 直美 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/6085

鳳凰山一〇号漢墓出土史料から見た江陵社会

鈴木 直美

はじめに

一章 鳳凰山一〇号漢墓の概要と研究史

二章 一〇号墓の木牘竹簡について

三章 張偃をめぐる問題

四章 江陵の社会と張偃

終りに

はじめに

鳳凰山漢墓群の発掘調査以来、特に一〇号墓文書を中心に様々な議論がなされてきた。墓制や副葬品など、同時に発掘された馬王堆漢墓との共通性と差異といった点でも興味深い材料であった。さらに雲夢秦簡、銀雀山漢墓文書といった墓中から発見された文書の先駆けともいえる。しかし墓中から出た帳簿文書という性質は、現段階においても特殊であることに変わりはなく、副葬された目的も文書の内容についても一致した見解をみていない。

一〇号墓文書の内容は租税関連と商業関連に分けて考えられるのが一般的であるが、その分け方には諸説があり、

解釈によって税体系や商業体系の考え方も違いが生じている。本稿では文書の性格を明らかにした後に解釈をし直し、主に商業の面から前漢時代の社会について考察したい。その際に時代が文景期であること、江陵という中原とは異なる地域であることなどを加味して一つの地域社会の構造を明らかにできればと思っている。

一章 鳳凰山一〇号漢墓の概要と研究史

鳳凰山一〇号墓は湖北省江陵県の紀南城内の南側、鳳凰山一体に点在する古墓の一つである。その西側に後に見えるが鳳凰山八・九号墓があり松柏水渠に面している。

まず規模は、墓口三・一五×一・五〇メートル、墓底三・〇〇×一・四八メートル、棺槨は一槨一棺で、墓道はなく、鳳凰山漢墓の中では中規模クラスである。副葬品の主なものは、竹簡一七〇枚・木牘六枚・漆器（耳杯、案など）二八点・陶器（灶、壺など）一四点・立体木俑三点・木片俑三点・木印二点・木尺・木榿・石硯などである。簡牘と木印・木尺・木榿・石硯は辺箱内の竹筒の中から発見された。副葬品の傾向も実用的なもので、明器も現実的なものが多い。

簡牘の大きさと形式であるが、木牘は縦二三〜二三・五センチ、横四・六〜五・八センチ、厚さ〇・三〜〇・四センチで、竹簡は平均二三×〇・七×〇・一五センチ、やや大きめのもので三七・三×二・九×〇・二五センチである。文字は隸書体であるが、はつきりと読めないところも多い。

埋葬年代は、六号牘の記載に「四年後九月」とあり、周囲の漢墓の副葬品編年との一致から景帝四年説が有力である。被葬者は六号牘「平里五夫」の記載から五大夫の爵位をもち、木印の「張伯」「張偃」が彼の名前であるとみられている。

一〇号墓発掘後、長江流域第二期文物考古工作人員訓練班は「簡報」を発表し、遺跡の概要と副葬品の報告、木牘竹簡の解釈、被葬者の身分や没年の比定をして、その後の研究の指針となった。⁽¹⁾ また黄氏は木牘を六つにわけ竹簡を甲組から己組までに分類し、その中で商業に関連するものと、地主と佃戸に関連するものに分けている。⁽²⁾ 弘氏は分類は「簡報」をもとにし、内容を大きく税金関連の公文書と商業関連の文書とにわけている。⁽³⁾ 裘氏は、木牘をI—VI類に、竹簡をA—F類にわけ、F類を除くすべての文書を税金か徭役に関する公文書とした。⁽⁴⁾

これに対し台湾では陳祚龍氏が二号牘について商業に関連するという黄・弘氏の説を支持している。⁽⁵⁾ 日本では、好並隆司氏が四種の釈文をまとめて検討したうえで、被葬者と名簿の人物の関係を共同体的秩序の中に位置づけて論じている。⁽⁶⁾ 永田英正氏は算賦について詳しく検討し、従来の人頭税の研究を正している。⁽⁷⁾ 大場修氏は一〇号墓文書の明器性について触れ、公文書か私文書かの検討の必要性を説いている。⁽⁸⁾ 杉本憲司氏は六号牘に被葬者の誇大広告が見られるとして、出土文書の明器性を指摘している。⁽⁹⁾ 山田勝芳氏は算銭についての新しい見解を述べ、更に被葬者の身分について永田氏とは違う見解を発表して、被葬者はその経済力から郷里の実力者として公務を執行していたと述べている。⁽¹⁰⁾

その後、中国でも新しい研究がなされ、彭浩氏が一〇号墓遺策の釈読と品名に関し新しい考えを提示した。⁽¹¹⁾ 陳振裕氏は鳳凰山漢墓全体の簡牘と副葬品から当時の江陵地区の農業を考察し、当時の農具や生産品リストを作成している。⁽¹²⁾ 会計史の面からは李孝林氏が帳簿の形態についての考察をした。⁽¹³⁾ 錢伯泉氏は二号牘の内容から被葬者の行なった商業と手工業の関係を論じている。⁽¹⁴⁾

このように、日中双方の研究者らが意見をだしあっているが、全体としては、木牘と竹簡の内容を商業に関する私文書と、税・徭役及び穀物の賃貸に関する公文書とに分けて考えることが多いようである。ここでは釈文を再検討

した後に、鳳凰山漢墓全体から一〇号墓をとらえ、被葬者の役割について特に商業の面から論じてみたい。

二章 一〇号墓の木牘竹簡について

一 木牘竹簡の性格

一〇号墓文書をめぐっては様々な見解が出されているが、大場氏はこの文書を扱うにあたって、まず文書の性格について明らかにすべきだと主張し、副葬された理由と、公文書か私文書かの検討が必要としている。そして当時の官僚機構から考えて、この文書を公文書とするのは不可能とし、被葬者の私的経済活動を示すものであると主張した。また、杉本氏は、六号牘の内容に地下の主への誇張した申告が見られるとして内容の明器性を指摘している。⁽¹⁸⁾そこでまず、この文書の性格から考えてみたいと思う。

まず四・五号牘に記載上の不備が多い。四号牘には正月から三月までの記録がなく、月毎の徴収の回数が一貫していない。五号牘では二月から六月の市陽里と二月の鄭里の記録しかなく、合計額も四月と五月にしか見られず、二月のみ花押「P」がつけられている。つまりこれらの文書の多くは単独では機能し得ず、前後になんらかの続きがあつたはずである。また竹簡に関しては、三五簡―四六簡が六月から一〇月の完結した内容の帳簿であるが、他の月の帳簿は副葬されていない。他の簡については三・四号牘に見られるような不備は見られない。ミスや欠落の数から考えるに、木牘は副葬するために急いでコピーが作成され、竹簡は正式文書そのものの一部が副葬されたのではないか。文書の欠落部分に関して杉本氏は後漢の周磐が儒教の教えを守るため『尚書』の一部分だけを副葬するよう遺言した例から、この文書も礼制にのっとりて明器としての欠落部分を故意につくつたとしている。しかし

周磐は後漢代の人であり、武帝期以前の事例とは直接比べられない。杉本氏の主張するように、これらの文書の明器性は否定しないが、必ずしも完全な文書を副葬する必要がなかったのではないか。

公文書が直接副葬されることへの大場氏の疑問であるが、一〇号墓と同時代の墓と思われる九号墓から発見された「安陸守丞」の文書は、いったん廃棄されたものが明器の木船の作成の際に利用されたとみられている。その文書に「十六年」とあり文帝一六年と考えられているので、公文書の廃棄は案外、早かったのではないか。

では、なぜこのような文書が墓に入れられたのか。被葬者の生前の職務に関わる帳簿文書が出土した例は他にないが、鳳凰山一六七・一六八号墓から無字木牘と筆や硯、削刀が発見されている。²⁰一〇号墓も含め、いずれも竹筒の中に入れられ、辺箱か頭箱から出土している。しかし遺策中に直接その名は見られず、一〇号墓の場合の記載は「竹筒二」で、一六七号墓の場合「繪筒、合中繪直二千万」(第五七簡)と書かれたうちの品だった²¹(一六八号墓の積文は未発表)。同様の例としては、印璽(「張偃」「張伯」の印)や木尺、針などがある。そこで、遺策が地下の主への申告であると考えられるなら、特に名前の記載のないものは申告の必要のないものではないか(書き漏らされたと思われるものは除く)。被葬者の財産(家産)というべきものは目録に入るが、そうでないものは書き入れない。この時代の人々が地下の世界まで地上と同じ生活や身分制が続くと考え、当然地下でも仕事が継続できるように道具も副葬したのである。例えば雲夢秦簡における法律文書や馬王堆三号墓の地図などもこの例に当てはまるだろう。とすれば一〇号墓文書は、実際の文書のコピーでも廃棄文書でもその目的は変わらず、一種の明器と考えてよい。

次にこれらの文書が公文書か私文書かという問題であるが、山田氏は文中の名前が本名か通称かという視点から考察し、「張伯」「秦仲」の名がみえる二号牘と「司馬伯」「五翁伯」の名のある三五―四六簡が通称を使用している

ので私文書であるとしている。⁽²³⁾ 確かにこれらは商業に関わる私文書と思われるが、他の簡には農民の名前が書いてあるので一概には決められないだろう。この問題については後に内容に踏み込んで考察する。

二 木牘竹簡の解釈について

一〇号墓の簡牘についての主は积文は「簡報」「黄論文」「弘論文」「裘論文」「中華五千年文物集刊」の五つがあるが、ここでは「中華五千年文物集刊」の积文を基本として各説を整理し、簡牘の意味するものを考えてゆきたい（論文末の积文参照。なお一四簡以後は他では积読されていないが、裘氏の积文を掲載した）。

一号牘は表に「不予者、陳黒、宋則、斉」の文字が書かれており、裏には三段に分けて一六人の姓名と数字が書かれている。黄氏はこれを共同経営の商業に関する規約とし（六七頁）、弘氏はある種の寄付金リストとし（八〇頁）、裘氏は出銭人名簿としている（四九頁）。他に詳しいコメントがないが、私は「張母」「張父」「庄伯」などの通称名から私文書と考え、数字や人物名から商業に関わるもの（出費リスト）ではないかと思う。「宋則」の名は四七簡に、「張母」の名は四八簡にも見えている。

二号牘はA面に「中販共侍約」と書かれている。黄氏は「販」を「販」とよみ「販」と音も意味も通じ、「中販」は漢代の商業用語で「中転販売」に意味を表す「中転」と同じと解釈して商売と関連する用語と解釈した（六六一七頁）。弘氏は「販」の字は黄氏と同じであるが「販」は動詞、「販」は名詞とした。また「中」は漢代の公式文書によく使用されたので政府に関わりのある商売とした（七八―九頁）。裘氏は「販」を「服」と見なしており⁽²⁴⁾ 徭役に服することとしている（五九頁）。「月」は『説文解字』によると「舟」を表す意味であり、「月」の書き方はほかの簡牘でも「月」と丸形なものと「反」を「反」とは読めないことから裘氏の説は成立しがたいと思う。

A面の解釈の違いはB面にも影響している。まず「販長張偃」であるが黄氏と弘氏は被葬者であるとしているが、裘氏は徭役に赴く責任者として被葬者とは別人であると考えている。「販吏□□」を黄氏は「秦仲」と読み一行目に登場している人物とし、弘氏は「平□」として商業担当の役人とし、裘氏は「李□」という徭役担当の役人であるとした（以上「黄論文」六七頁・「弘論文」七八頁・「裘論文」五九頁）。写真を見る限りでは判然としないが、内容からして黄氏か弘氏の説が適当と思う。また弘氏は、当時舟が工官で製造されていること、販吏が署名をしていることから政府から舟を借りての事業とした。そして文中の金銭は政府に納めるものとし、後の均輸法の原形と主張している。しかし舟を個人で作った例が『僮約』⁽²⁵⁾中に見られるので、江陵でも同様のことが予想される。名前が通称であることや他の簡牘との関連、当時の商業者のようすからみて私的事業と考えた方がよいだろう。

三号牘は、黄氏は二戸の佃戸の芻藁帳とし（六七―七八頁）、訓練班・弘氏・裘氏は二里の芻藁帳としている（「簡報」四五頁・「弘論文」八〇頁・「裘論文」五〇頁）。一行目を「平書」と「藁上」と読むと佃戸名と解釈でき、「平里」と「藁上」と読むと里名と考えられる。この場合、被葬者が平里の人なので「平里」と読むほうが自然に思える。

四号牘A面に関しては、「芻二石為錢」とあることから、三号牘の芻藁税を換金した記録と考えてよいだろう。B面は當利里の算賦に関する帳簿であるということでは見解が一致している。黄氏はとくにこれを景帝三年の呉楚七国の乱のときに特別に徴収された税金であるとした（六六―六七頁）。裘氏は算賦の徴収簿であるとし、一算を一二〇錢と割り出した（五八頁）。永田氏と山田氏もこれに従う形で、「算」を算賦納入者を数える単位とした。「吏奉」や「傳徒」は算賦の使用目的を示すと考えられている。

五号牘には市陽里と鄭里の算錢が記録されている。訓練班はこれを「算賦出入簿」とし（四六頁）、黄氏は二人分

の口賦と雑税の帳簿で、「算」はこの場合算賦ではなく人頭税の単位で一人を一算と数えるとしている(六八―七〇頁)。裘氏は四号牘との関連で算賦の処理状況を表すとした(五八―九頁)。「吏奉」や「傳徒」の文字が見られることから裘氏の説が適切に思える。四・五牘は算賦の徴収とその用途に関する公文書かそのコピーといえよう。

六号牘A面は遺策で品物の名前と副葬品がほぼ対応するので遺策である。またB面は冥府の役人への上申文書の形式をとっている。B面と同様の文書が鳳凰山一六八号墓と馬王堆三号墓から出土しており、いずれも文帝時代のもので六号牘と時代が近い。地下の役人への申告という点では共通しており、この時代この地域でこのような埋葬習慣があつたのか興味深い。また杉本氏は一六八号墓と一〇号墓の「五大夫」の記載は誇張であると主張している⁽²⁶⁾が、この件については後で検討したい。

第七・八簡については訓練班(四四頁)と弘氏(八二―三頁)が市陽里収租の收支簿とし、黄氏は田租帳と租穀帳と呼んだ(七一頁)。裘氏は他の簡牘の数字から計算して第七簡を三〇分の一税の記録とし、第八簡をその穀物の量の記録としている(五七―八頁)。

第九―三四簡は「戸人野、能田四人、口八人、田十五畝十P、貸一石五斗」(第一三簡)のように書かれている。黄氏は地節元年、初元元年の「貸種食」の詔を例にあげ、地主が佃戸に種食を貸した帳簿としている(七一―二頁)。弘氏は政府が種籾を貸した帳簿としている(八一―二頁)。裘氏は第九簡「鄭里廩簿、凡六十一石七斗」が第一〇巻以後三四簡までの計二五簡全体の表紙として、種食の貸与としている(五六―七頁)。好並氏は景帝二年に三〇分の一税が施行された際に、税を郷の有力者に代納してもらつた帳簿としている⁽²⁷⁾。この簡の特徴は、畝数ごとに貸穀数が決まっていることで、畝数の後に花押(P)が記されていることである。第二九簡に「戸人公土田」(傍点筆者)の記載から見ても戸人は爵位を持ちうる者で佃戸ではない。また畝数に応じているため、最大でも五・六石と貸穀

が少ないことである。⁽²⁸⁾山田氏は「雲夢秦簡」「倉律」中に一畝あたりに蒔く種の割合が定められていると指摘し、弘氏の説を支持している。⁽²⁹⁾公的貸与の記録がないので断定できないが、政府による畝数に応じた種籾の貸与ではないかと思う。貸数が書かれていない簡(三〇―三四簡)は借りる必要がなくなったのではないか。

第一〇簡に「戸人聖、能田一人、口一人、田八畝十P、移越人戸、貸八斗、二年四月乙□。」という記録がある。訓練班は「聖」が自分の土地を「越人」に譲ったと考え(四五頁)、裘氏は「聖」は土地ごと「越人」の家の佃戸になつたとしている(五六―七頁)。少なくとも土地と自身の処遇を決められるのだから彼等は佃戸ではない。譲り受けた「越人」も種籾を借りているのだから「聖」は「越人」の佃戸になつたのではなく、土地を譲つたのである。「越人」の名は第六二簡に、「聖」の名は第六三簡にも見えているが、この件については後で詳しく論じたい。

第三五―四六簡は「九月四日、付五翁伯臬一、□卅、筭三合、合五十四、直百六十四。」(第四〇簡)など品物の名前(臬、筭など)、量と日付が記録されている。裘氏はこれを被葬者の経営する手工業の記録と解釈、第四五簡までをひとまとまりとした(六〇頁)。訓練班、黄氏、弘氏は二号牘との関連で、第四六簡までを商業に関する帳簿としている(「簡報」四五頁・「黄論文」七二頁・「弘論文」八三頁)。これはやはり被葬者の経営する共同事業の商品納入リストと考えてよいだろう。

第四七簡―五七簡は最も解釈しにくい文書で、「鄧得二、任甲二、宋則二、野人四。●凡十算、□一男一女、●男野人、女恵。」(第四七簡)のように、名前と数字、男女、「●」などが見えている。「●」は二号牘にもみられるように、簡条書きの頭の部分に相当している。黄氏は張偃が佃戸を商売に行かせた帳簿としている(七三頁)が、一方弘氏(八一頁)・永田氏⁽³⁰⁾・山田氏⁽³¹⁾は算賦と徭役を表すと考えている。三氏が指摘するように「算」という字は算賦を表す単位と考えてよいのではないか。「凡十算」については各家の代表者名とその算数が一〇算ごとに記録されて

いるという山田氏の説を支持したい。「一男一女」の表現は史書によく見られる男女比の表現だろう。簡の後半の部分はおそらく徭役を表すと考えられる。

第五八簡―七三簡は「冠都二戸 兼行 少一日」(第六〇簡)のように書かれている。黄氏は佃戸が商業にいった記録とし(七三頁)、好並氏は貧農が張偃に田租を借りた代わりに商売に行つたと考えている。弘氏と裘氏は最初の「冠」を戸主、徭役に赴いたのが「兼」としている(「弘論文」八一頁・「裘論文」五五―五六頁)が、二戸の内から一人が徭役に出ることがあつたのか証明はしていない。前にもふれたが第六二簡に「越人」第六三簡に「聖」の名前が見えていることから、「鄭里廩簿」との関係で商業上の私文書と考える(詳細は次の章で述べる)。

第七四簡―一一一簡には姓名もしくは名が書かれており、第七五簡―七九簡には「・」が最初についている。黄氏はこれを佃戸か雇用人名簿とし(七三頁)、弘氏は戸口冊子とし(八一頁)、裘氏は郷里の家族の名籍簿と考えている(五六頁)。七五簡の「・揚人」は八一簡―八六簡に、七六簡の「・郭貞」は八九簡に、七七簡の「王□」は八七・八八簡にそれぞれ同姓の名前が見られる。このパターンから推察すると七八簡の「・□□」は九〇―九三簡の張偃氏と同姓であり、「・」は家族の代表者を表すようである。王氏、揚氏、張氏は一号牘に同姓が見られる(「裘論文」四九頁釈文。なお他の釈文では釈読されていない)のは気になるところであり、一号牘との関連を取るなら商業に関する私文書と考えられる。しかしながら他の簡には単独の名前しか見られないものもある。

これらの他に裘氏は第一二三簡(第四六簡を含む)を別に分類している(五三頁)。そして第一二二簡の「四月丁巳、撩甲人舍平里、酒二石四戸、直」を武器を修理した記録として、他の数字を含めて郷里の収支簿と考えている(五六頁)。第一一八―一二三簡は簡の幅がやや広めなので他とは内容が違ふと思われる。第一一八簡に「里銭□二千九百 二□受…敬里銭三百□十六」とあるので敬里の里銭に関わる公文書であろう。また、一一二簡―一一六

簡には「酒」「醪」「新」の字が見られることから商品名を表すのではないかと思う。つまりこれら一二簡は里銭の記録と商売の記録とにわけて考えたほうがよさそうである。

このように簡牘を分類してみたが、もう一度ここで整理してみたいと思う。

一号牘 商業に関する出銭リスト

二号牘 「中販共侍約」 張偃を長とする共同事業の規定

三号牘 二里の芻粟税を記録した帳簿

四号牘 A面 三号牘に関連する芻粟税の換金に関するもの

B面 算賦の徴収目的を記したもの

五号牘 市陽里と鄭里の算賦の処理帳簿

六号牘 遣策と冥土の役人への上申文書

第七―八簡 三〇分の一税とその穀物を表す記録

第一〇―三四簡 「鄭里廩簿」 種粳を政府が貸与した記録

第三五―四六簡 取引先への商品移動の記録

第四七―五七簡 算賦と徭役を記したもの

第五八―七四簡 商売に赴いた者の記録

第七五―一一一簡 商業に関する名簿

第一二―二一六簡 商品の帳簿の一部

第一一八―一二三簡 里銭に関する記録

以上のように、一・二号牘、第三六―四六・五八―七四・七五―一一一・一一二―一一六簡が商業に関連する私文書である。そして三・四・五号牘、第一〇―三四・四七―五七・一一八―一二二簡が税などに関する公文書である。

以上にもとずいて、次の章から張偃と彼の事業に関して論じてゆくこととする。

三 「中販共侍約」の内容について

「中販共侍約」の「販」の字を「販」と読み「販」に通じることについては前に述べた。「共侍約」が皆で守る規約の意味であるから、二号牘が共同で行う事業の取決めであることは間違いないだろう。ここでは今までふれた諸氏の説を参考にその内容について詳しく検討してみたい。

まず一行目の「販長張伯」であるが、出土木印からもこれは張偃であり、この事業の長である。彼の他に「石晃」⁽³²⁾「秦仲」⁽³³⁾「陳伯」など一〇人が加わっている。「陳伯」は一号牘の「陳黒」と関係があるのかもしれない。

二行目の「相與為販」は共同の事業を起こすことである。次の「約人販錢二百」(傍点筆者)であるが、内容からして「約入」と釈読したほうが良いように思う。つまり一人あたりの出資額が二百錢であることを示している。⁽³⁴⁾「會錢備不備、勿與同為販」はそれを支払わなければ「中販」に入れないと規定している意味である。

三行目「即販直行共侍」は、「販」を運営するにあたり「共侍」すなわち規定を執行するということである。「非前掲」の解釈は難しく、前にかかるか、後ろにかかるか、わかりにくい。その後ろに見られる「●」が規定を項目別に記していると思われる。「非前掲」は前の文の一部と思われる。⁽³⁵⁾

「病不、行者、罰日卅、母人者庸買」は病気でいけないものは罰として一日三〇錢を出し、人手がない場合は雇

うことを意味しているのだろう。「器物不具、物賣十銭」は商品が揃わない場合、責任として一つにつき一〇銭を納めることである。

「共事…凡器物毀傷之、及亡、販負之」は一緒に仕事をする際に、商品が破損したり紛失したりした場合には「販」が責任を持つことを意味している。⁽³⁵⁾「非其器物、檀取之、罰百銭」は前の文との関係から、共同で仕事をしていないときに勝手に物をとった場合には罰金百銭ということだろう。商品の破損や遺失についての責任の所在を明らかにしている項目である。「販」はこの事業を行うグループを指している。

「販吏令會、不會、會日、罰五十」について黄氏は販吏が会を招集しても出席しなかった場合には五〇銭を罰金として納めることを意味している(六七頁)。「會而計不具者、罰比不會」は会に出席しても会計ができていない者は罰金を出席しないのと同じだけ取るということだろう。これは彼らが「販会」を招集しながら事業を行っていたことを示している。

「為販吏、集器物及人」は販吏が商品の集荷と会の招集の責任を負うという意味だろう。それ故に販吏は外部ではなく「中販」のメンバーの一人であるといえる。「販吏□□」は写真では判読できないが、ここではとりあえず黄氏の説にしたがい「秦仲」としておく(六七頁)。

ここで全体の訳文をまとめておこう。

「××三月辛卯、『中販』の販長張伯、石晃、陳伯ら一〇人が共同で販をおこす。規約一、販銭(出資金)は一人二〇〇銭とする。規約二、会を行うに金を揃えていなければ販に参加できない。販に参加するには前にあげた共同規定をすべて実行しなくてはならない。病気で商売に行けないものは一日につき罰金三〇銭、人が足りない場合は雇っても良い。商品が揃えられないときは一つにつき罰金一〇銭とする。共同で仕事を行うとき

に商品に破損が生じたり紛失したりした場合は販が責任を負う。そうではなく勝手に商品に手をつけたなら罰金は一〇〇銭である。販吏が会を行なっても出席しなかった場合は罰金五〇銭、会に出席しても会計ができていなかったら前と同様に罰金五〇銭である。販吏は会の招集および商品の集荷を行う。販吏は秦仲とする」
こうしてみると「中販共侍約」は共同で事業を行うにあたっての出資者の間の取決めであることがわかる。各々の出資と罰金のプールが彼等の資本となっていたのである。「中販」のリーダーが張偃で、実質的運営を販吏が行っていたのであろう。

第三章 張偃をめぐる問題

一 張偃の身分について

張偃の身分を知る直接の手掛かりは、六号牘の「五夫」という言葉である。五大夫は二十等爵制の中の九等爵に相当する爵位で民爵ではない。鳳凰山一六八号墓の被葬者「嬰遂」も同墓出土の簡牘に同じ爵位を記している。同じ五大夫の地位を持つ二人ではあるが、一六八号墓の方がはるかに副葬品の数も多く豪華である。そこで張偃の五大夫の地位は「売爵」によるものではないかといわれている。

売爵に関する最も古い記録は恵帝六年冬までさかのほり、次は文帝十二年に晁錯の進言により売爵令が施行され、五大夫は四千石で買うことができるようになる。山田氏の推論によると、売爵による穀物の高騰も考えて一石は百錢、四千石は四〇万錢となる。景帝二年にも売爵令が出されており、文帝十二年と景帝二年のそれは、いずれも経済力のある者に売爵することで国庫を潤す目的である。また五大夫の爵位を持つ家では一人が徭役を免除される特典があった。

杉本氏は張偃と嬰遂の五大夫の地位を誇大広告ではないかと疑っているが、文帝十二年に実施したときには田租を半減、廃止させるほどの効果をあげており、かなりの人々が「売爵」を行い、その特典と名譽を得たと考えてよい。前述のように一六七号墓の遺策に「繪筭、合中繪直二十万」（第五七簡）とあり、それに対応する竹筭の中から四銖半兩錢や絹織物が発見されている。これを被葬者の生前の生活に即したものと考えるなら、同規模の一六八号墓に埋葬された嬰遂はもとより、公的な仕事に携わりながら事業をしていたとみられる張偃にも「売爵」をするに十分な経済力があつたのではないか。

次の問題は張偃の公的身分である。文書の中に租税関連の公文書が多く含まれていたことから彼が何らかの官職に就いていたのは間違いなく、六号牘B面の文体も上申文書の形式をとっている。裘氏は徴税を担当するのが有秩か嗇夫であることから張偃をそのどちらかと考えている（五四―五六頁）。黄氏は棺の覆い（布帳）が平民を表しているとして特に官職についていなかったとしている（七四頁）が、公文書が存在する以上この説は成立しえない。

五号牘に「正、偃付西郷偃佐賜」とあるのが第二の手掛りである。永田氏は二つの「偃」のうち前の「偃」を張偃とし、後の西郷の偃という人物であると考えている。内容は里正の張偃が算賦を徴収して西郷の吏の偃と郷佐の賜という人物に渡したということと両者は別人である。根拠として居延漢簡に父老や里正が徴収した算賦を有秩や嗇夫、郷佐に納めた記録があるとしている。一方、山田氏は、西郷の偃の佐をしている賜に渡して処理させたと考えられるとし、「張偃」を両者とも張偃自身としている。この二つの意見を検討するために他の行を見ると「正偃付西郷佐賜口錢P」とあり、花押（P）が最後に記されている。花押があるのだからこの文書を保存しておくべきは前者の「偃」（張偃）である。「佐」が張偃の佐であるなら、わざわざ「張偃」と記す必要はなく、算錢が別な役人の手に渡ったからこそこの帳簿が必要なのである。よって二つの「偃」は別人であると考ええる。一般に徴税の任

務をおったのは嗇夫であるとされているが、永田氏の主張するように里の末端においては里正が代行していたのではないか。一〇号墓の副葬品の中に木尺があったこともその傍証になりうるのだろう。

「正偃」を被葬者である張偃が里正であったと解釈するなら、なぜいくつもの里にまたがって公文書が存在するのかという疑問がわいている。彼は平里の人であったにもかかわらず市陽里や鄭里など五つの里の文書を持っている。これは経済力があり五大夫の地位を持つ張偃が、複数の里の里正を兼任するか、もしくは他の里の徴税を代行していたのだと思う。

二 張偃の行った事業について

張偃の事業について知ることのできる資料は第三五―四六簡・五九―七三簡・曖昧ではあるが第一二―一一六簡も入れてよいだろう。ここではこれらの資料と共に検討することで彼等の事業について考察してみたい。

(一) 商品

第三五から四五簡は六月一六日から一〇月一〇日までの納品帳簿である。「九月十五、日付司馬伯筭二合、合五十四、直百八、梟四絜、絜七、直廿八、凡卅六。」(第四三簡)などであり、商品が竹筭や梟(大麻)であることがわかる。竹筭を数える単位は「合」で、二合で一組だったようである。梟は一束を「絜」として数えられていたのだろう。

竹筭は副葬品の入れ物としてよく出土しており、日用品の行李としてよく使われていたのだろう。『塩鉄論』「本議」に「江南之楠梓竹筭」とあるので、江南の竹は有名であったことがわかり、おそらく江陵近辺でも竹製品がつくられていただろう。

大麻は暖かく水の便のよいところが栽培に適しており、当時の江陵でも大麻の栽培は可能である。四川の例ではあるが『僮約』の中に、「麻をばさらして布に仕立てい」とあり、「さても都に帰るに手ぶらというんじやもつたない。カラムシ入れて担いで帰るが機軋じゃわい」ともあり、麻製品が農村から都市への交易の対象となっていたことがうかがえる。佐藤武敏氏によると、麻布は高級品（馬王堆出土のものなど）も存在したが、一般の人々にも使用されていた布である。

次に第一一三簡「□斗直九十、酳八、新一束四□」を見てみよう。「酳」とは「醢」とも書かれ、酢や酢漬を意味する字である。『史記』「貨殖列伝」に、都会である程度以上の商売をするにあたって必要な品目と数量一年分を上げたりストに「醢醬千瓶」という記載がある。そこから類推するに、この簡は商品の出荷、あるいは入荷の記録であろう。『史記』の記述のように、江陵近辺でも酢が商品として流通していたのである。「八」の後の文字は「瓶」の単位かそれに近いものだろう。

「新」という字であるが、後に「束」という字が見られるので「薪」に通じると考えられている。『史記』「貨殖列伝」に「百里不販樵、千里不販糶」と記されており、商品として薪が流通していたことが分かる。また、遠距離の取り引きにむかないという薪の性質上、張偃らの事業もそれほど広い地域にわたったものではなかっただろう。このように張偃たちが扱っていた品目は少なくとも梟（大麻）、竹筍、酳（酢）、薪などであることがわかった。これらは農村から都市へ売られた日用品と考えてよいだろう。

（二）実際の運営

次に「中販」の運営システムについて考えてみよう。第五九一―七四簡で、二戸ごとに戸主の名前と、さらに一人の名と日数が書かれている。「鄭里廩簿」にある戸人「聖」（第一〇一―六三簡）「越人」（第一〇一・一七・六二簡）の

名が見られるのがキーポイントになると思う。彼等が種籾を借りたり、土地を他人に譲ったりしなければならぬ状況にあったことは前に述べた。また「鄭里廩簿」に見られる農民の田畑の保有数は平均二七畝で、漢代の平均百畝にはるかに及ばない。それを補うために彼等は商売に赴いたのではないか。¹⁶ 販売員や運搬人として張偃の事業に参加することで生計よ補填を行っていたのである。口数の少ない「聖」は「越人」に田畑を譲ってから商売に専念したのだろう。「越人」は田畑を得てもなお商売に出ていたことになる。「中販共待約」の中に「母人者、庸買」とあるのはこれを示しているのだと思う。

『漢書』『食貨志』に「大者積貯倍息、小者座列販売」という記述がある。大規模な商人は富を蓄積し、小規模なものは市で座つて商売をしているということである。これは事業規模を描写した記述であるが、当時の物売りの様子も表している。「小者」というのは一般には市籍に登録された中小商人を表すと解釈されているが、人に雇われて商売に行く人々もこの範疇に入れることはできないか。商人でもなく小作でもない「越人」らも市に出ていたのである。

当時、商人たちは市籍に登録されると末業を営む者として卑しまれる政策がとられていた。しかし農民が商業に流れることを嫌つての策も、実際には商業の隆盛を止めることはできなかった。一〇号墓の簡牘に見られる農民にしてみれば、自ら資本を出すことなく収入を得るのは一つの生活の道だったのである。

『僮約』中で商売に行っているのは奴婢の便了である。彼は一人で船を使って都市と農村を商売をして歩くことを言い渡されている。八号墓からは船の明器と、四四体の木俑、それに対応する職務と名前の書かれた遺策とが発見されたが、そのうち六体の木俑に「大奴孝擢」（第七九簡）のように船に関係する職務名の遺策が対応していた。この数を被葬者の生前の生活そのものと考えらるなら、四四人の奴婢のうちに、船を操ることを専門にした者が六人

いたことをうかがわせる。一方、一〇号墓から出土した木俑は奴一体、婢二体で、やはりその数を実数とするなら所有していた奴婢の数は三人である。彼等がどの様に使用されていたのかを知る術はないが、ある程度の事業を営むのであるなら三人の奴婢では人手が足りないのは明白である。当時の奴婢の値段は一人一万二千錢と高額である。そこで生活に困った農民を雇って都市や農村へ商売に行かせることにしたのである。張偃の経済力が八号墓の被葬者には及ばないことから推測できる。これと似た例が『史記』「貨殖列伝」に登場する師史の事業である。彼は行商人をうまく使う事で七千万の富を得たのである。⁽¹⁷⁾

三 張偃の財産について

張偃の財産について直接に知る手掛かりはないが、役の収入は事業からの利益と里正の俸禄である。また陶倉が副葬されていたことから（「簡報」四九頁）、ある程度の土地を所有していたとみられる。

張偃の所有する奴婢の数は前述の出土木俑からみると三人であるが、渡辺信一郎氏によると同数の奴婢を所有する者が『居延漢簡』にみえており、五頃土地や五匹の馬など合わせてその家産は一五万金である。⁽¹⁸⁾ 奴婢の数だけで辺境の居延の例と単純に比較することはできないが、張偃の財産もそれに近いものであったのではないか。彼の多忙さを考えるとそれ以上であつたかもしれない。家産一五万金というこの時代の中家（家産四、五金から一五、六金）の上位に属する。⁽¹⁹⁾

『塩鉄論』「散不足扁」に富む者は封土のある墓を築き、中くらいの者は堂をつくとある。⁽²⁰⁾ この記述にもとずくと張偃は大家に属することになる。どちらか確定することは難しいが、ちょうど大家と中家の間ぐらいに属するのではないかと思う。

四章 江陵の社会と張偃

一 江陵のアウトライン

まず江陵の地理的条件であるが、前述のように前漢時代の江陵の南東には雲夢沼沢が広がっていた。漳水、沮水の河口近くに位置し、長江に臨んでおり、陽水から漢水に出ることも可能であるなど水利に恵まれていた。『史記』にも当時この辺りが河川によって繋がっていたという記述があり、巴蜀や宛の地などに通じていたことがわかる。⁽³¹⁾馬王堆出土の地図も水系を中心に描かれており、当時の中長距離の交通は船が重要であったことがわかるので、江陵は交通の便が大変よかつたといえる。また黄氏氏の説によると前漢時代の江陵城は現在の荊州城の南に位置し、長江に面していた。

鳳凰山八号墓・一六八号墓から明器の木船が発見されたことは前述した。それらの被葬者も副葬品などから見て張偃と同様、商売を行っていたらしく、船を駆使していたことは間違いない。「中販共侍約」の「販」を「舩」と書くことから商業に船が欠かせないものであったことがうかがえる。⁽³²⁾

後漢時代の記録によると南郡全体で戸数一二万五千五百七十九戸、口数七十一万八千五百四人、県数は一八県となつている。⁽³³⁾これらの数字を元に計算すると、江陵一県の戸数は約七千戸、人口は約四万人ということになる。当時の長安県の人口が約二四万六千二百人、成都県一七万五千九百二十四人、宛県一七万五千九百二十四人であるから、⁽³⁴⁾それに比べればはるかに小さい中小都市であった。しかし『漢書』『地理志』に「江陵亦一都会也」という記述があることから都会として十分に認知されていたのである。

次に江陵地方の産業について史書にみえる記録をひろってみよう。『漢書』『地理志』の荊州の項目には、羽旄や

丹・齒・革・金三品（金・銀・銅）といった鉱物、柁、幹、柘、柏などの木材、砥などの石材、籩といった竹製品と記述されている。⁽⁵⁵⁾『史記』や『塩鉄論』にもミカンやユズを産することが書かれている。⁽⁵⁶⁾江陵は肥沃な雲夢に近いという利点もあり、荊州地区は産業が豊かであったことがうかがえる。⁽⁵⁷⁾

最後に時代背景であるが、裘氏の指摘するように景帝二年三月から四年七月まで（一〇号墓の埋葬年は景帝四年六月）、南郡の地には臨江国が置かれていた。⁽⁵⁸⁾つまりこの期間、徴税権などは王にあったのである。また景帝三年正月から三か月にわたって呉楚七国の乱が起こっており、当然この地方も戦乱に巻き込まれたと考えられる。⁽⁵⁹⁾これらの結果、徴税方法や官僚制が中原など他の地区などよりある程度イレギュラーだった可能性がある。⁽⁶⁰⁾

二 江陵社会と張偃の役割

前述したように張偃は平里の人で、市陽里・鄭里など幾つかの里正を兼任していたと見られる。一六八号墓の被葬者嬰遂は市陽里の人で五大夫の爵位を持ち、鑄錢業者であったとされている。⁽⁶¹⁾つまり比較的近いところに少なくとも二人の実力者がいたことになる。

市陽里は「市の南側の里」の意味にとれ、ここでは江陵城の南側にある里と解釈できる。江陵城が長江沿いにあったという黄氏の説をとるなら市陽里は長江に面していたと考えてよいだろう。水運が盛んであった江陵地方では地の利に恵まれた場所といえよう。そこを張偃も嬰遂も商売上の一拠点としたのであろう。

ところで「鄭里廩簿」に見られる種粃を借りた戸数は二五戸である。この時代の一里の戸数は公式には一〇〇戸で、これを基準にすると四分の一の家が種粃を借りなければならなかったことになる。馬王堆の地図では最小の里で一二戸、最大一〇八戸であるが、その平均的戸数は約四〇戸から五〇戸である。この場合、辺境であることや戦

時下であることも考慮しなければならないが、この数をもとにすると一里の半分が種粃の貸与を受ける貧農であったことになる。種粃を借りた家の所有する畝数も平均二七畝で、漢代の平均一〇〇畝には遠く及ばない。

一方これら貧農と対照的な生活を想像させるのが嬰遂をはじめとする鳳凰山漢墓の被葬者たちである。前述のように一六七号墓の被葬者は「二千万銭」と書かれた遺策と銭と共に埋葬されていた。出土した俑の数を実際と数と考えると、彼女の所有する奴婢は二五名であり「発掘簡報」では県令を勤めるほどの財力としている。『史記』の江淮の南に千金の財産を持つ家はないという記述は誤った認識といえる。また九号墓被葬者は明器の木船の材料に使われた「安陸守丞」の廃棄文書を持っていたことから安陸の太守かその関係者（家丞など）もしくはその家族と見られている。所有していた奴婢は一九名である。また、八号墓被葬者は船など含むいっそう豊富な副葬品と四四体にも上る奴婢俑とともに埋葬されていた。墓の規模、副葬品の量や質からみて彼等は明らかに大家クラスに属する層である。

鳳凰山漢墓群の中でやや地味な一〇号墓と同クラスと思われるものを墓の規模からひろってみよう。一槨一棺の墓がほとんどで一・二・六・七（一棺のみでやや小さめ）・一二・一三号墓があげられる。⁽⁶⁴⁾これらは副葬品がほとんど残っていないため一概に比較はできないが、一〇号墓の張偃と同程度の経済力のあつた人々ではないか。つまり中家と大家の境界辺りに属する家である。また張偃と組んで事業に出資した人々も経済的に余裕のある人々であらう。

『史記』「貨殖列伝」に「大者傾郡、中者傾県、下者傾郷里、不可勝数」という記述がある。鳳凰山漢墓群では前者は少なくとも県単位に影響力を持ち、後者は郷里単位に力を持っていたと考えられよう。もちろん彼等のほかに江陵には富裕な人々が存在していたはずである。

『漢書』「食貨志」の晁錯の上奏には農民と商人の隆盛が綿々と語られており、商人が農民を吸収し、農民は土地を手放し流民になるしかないと描写されている。⁽⁶⁾しかし、ここで注意したいのは江陵の張偃のまわりではやや状況が違ふことである。もともとこの辺りは天子が飢えた山東の人々を移住させようと詔を出したほど豊かとされていた地方である。⁽⁶⁾確かに鄭里の農民は所有する土地も少なく、種粃を借りねばならない状態であるが、もう一つの生活手段があることである。それは張偃たちのような中小の商業組織に加わることによる生計維持である。前に述べたように多くの奴婢を使うことのできない張偃たちにとつても、生活に困つた農民にも互いに利益がある事業形態が「中販」なのだ。

このように大家と貧家の中間にあつて、貧家の労働力を利用し事業を行うことで貧家の経済的な補填を行つていたのが張偃ら大家と中家の境界に当たる人々であつた。彼等はその地方のトップクラスの富を持つていたわけではない。しかし郷里の中の実力者として認められるだけの地位と経済力があつた。この層の人々は史書に取り上げられるほど華々しい活躍をしたわけではないが、確実に地方経済の担い手であつた。そして彼等を育てる土壌が江陵にはあつたのである。

終　　り　　に

これまで鳳凰山一〇号墓の文書を商業の視点から検討してきたが、資料の制約上、推量を重ねたところが多く、やはり他に類似の出土文書がないというのが論を進める上で難点となつた。

文帝から景帝期は資料こそ多くはないが、繁栄の時代の例として『漢書』「食貨志」で「雖百姓皆富、不及文景」と表現されている。戦国時代以降、大商人の記録は呂不韋をはじめ多いが、漢帝国の成長期といえる文景期に、民

間で資本を出し合う形の中小の商業組織があつたことも注目し値するだろう。大規模商人と座売層の中間を埋めるのが彼等「中販」である。「中販」は地方都市において利益を上げるのみならず、結果的に農村の経済的な補填の役目も果たしたのである。それを支える経済的な力が江陵にあつたといえよう。漢代に張偃たちのような例がどれだけ一般的であつたのかはわからない。都市との関わりや、農業の状態に左右されて地域差があつたことも十分考えられる。それを解明するには新たな文書の登場しなく、そして単に文書の解釈をすることだけでなく、考古学的な面からのアプローチも必要だと思う。他の新しいデータと共に再び鳳凰山一〇号墓文書に対して総合的な検討が加えられる日を心から待ち望んでいる。

註

(1) 長江流域第二文物考古工作人員訓練班「湖北江陵鳳凰山西漢墓發掘簡報」『文物』一九七四年六期（以後、本文中に引用の際には「簡報」と略し頁数のみ記す）、四六頁。

弘一「江陵鳳凰山一〇号漢墓出土簡牘初探」『文物』一九七四年六期、（以後、本文中に引用の際には「弘論文」と略し頁数のみ記す）、八三頁。

裘錫圭「湖北江陵鳳凰山一〇号漢墓出土簡牘考釈」『文物』一九七四年七期（以後、本文中に引用の際には「裘論文」と略し頁数のみ記す）、五四頁。

なお、黃盛璋氏は「江陵鳳凰山漢墓簡牘及其在歷史地理研究上之價值」『文物』一九七四年六期（以後、本文中に引用の際には「黃論文」と略し頁数のみ記す）の七〇、一頁に於いて、「四年後九月」を「四年夏六月」と釈したうえで、前述三氏と同じ年代を引き出している。

(2) 注一、「簡報」

(3) 注一、「黃論文」

(4) 注一、「弘論文」

(5) 注一、「裘論文」

- (6) 陳祚龍「關於湖北雲夢・江陵出土の兩種木牘」『簡牘學報』三、一九七五年。
- (7) 好並隆司「湖北江陵鳳凰山十号漢墓出土の竹木簡牘について」『秦漢帝國史研究』。
- (8) 永田英正「江陵鳳凰山漢墓出土の簡牘——とくに算錢を中心として——」『森鹿三博士頌壽記念論文集』一九七七年。
- (9) 大場修「中国簡牘研究の現状」『木簡研究』二、一九七七年。
- (10) 杉本憲司「漢墓出土の文書について——特に湖北江陵鳳凰山漢墓について——」『橿原考古学研究所序論集』第五、一九七九年。
- (11) 山田勝芳「漢代の算と役」『東北大学教養部紀要』二八号、一九七七年。
- (12) 山田勝芳「鳳凰山十号文書と港初の商業」『東北大学教養学部紀要』三三号、一九七九年。
- (13) 彭浩「鳳凰山漢墓遺策補積」『考古学文物』一九八二年五期。
- (14) 陳振祐「從鳳凰山簡牘看文景時期的農業生產」『農業考古』一九八二年一期。
- (15) 李考林「世界會計史上の珍貴資料」『江漢考古』一九八三年二期。
- (16) 錢伯泉「從『中販共待約』看漢初的商業活動」『中国社会經濟史研究』一九八六年二期。
- (17) 注九、大場論文 七六頁。
- (18) 注一〇、杉本論文 五一五—五二七頁。
- (19) 『後漢書』「劉趙淳于江劉周列伝」吾、曰者、夢見先師東里先生、与我講於陰堂之奥。既而長歎。豈吾齒之尽乎。若命終之日、桐棺足以周身、外槨足以周棺、斂形懸封、濯衣幅巾。編二尺四寸簡、写堯典一篇、并刀筆各一、以置棺前、示不忘聖道。其月望日、無病忽終、学者以為知命焉。
- (20) 鳳凰山一六七号漢墓發掘整理小組「江陵鳳凰山一六七号漢墓發掘簡報」『文物』一九七六年一〇期三四頁。紀南城鳳凰山一六八号漢墓發掘整理組「湖北江陵鳳凰山一六八号漢墓發掘簡報」『文物』一九七五年九期四頁。
- (21) 「積一具」を「牘一具」に通じると解釈する説（『黃論文』七〇頁）がある。しかし「積」は『說文解字』などによる箱状のものを表すので、副葬品中の奩の一つと考えられる。
- (22) 注二〇、一六七号漢墓發掘簡報三七頁。
- (23) 注二二、山田論文一八〇頁。
- (24) 『說文解字』「舟船也。（中略）按船字甲文作日金文『洎秦蓋』作舟、『舟蓋』作舟」
- (25) 宇都宮清吉「僮約研究」『漢代社会經濟史研究』二八九頁。「家の後ろの林があるわい。船を造るにやあつらえむきじゃ。」
- (26) 注二〇、杉本論文五一二頁。

(27) 注七、好並論文二七三—二八〇頁。

(28) 『漢書』「食貨志」に「人月一石半」とあるので、成人一人の一月の食料が一石半とすれば、簡の記録は食料とするには少ない。

(29) 注一一、山田論文二四頁。

『雲夢秦簡』「倉律」一種：稻麻畝用二斗大半斗禾麥畝一斗黍荅畝大半斗叔畝半斗利田疇其有不盡此數者可毀其有本者稱議種 倉（山田氏訳 種：稻、麻は一畝辺り二斗と三分の、二斗禾、麥は一畝あたり一斗、黍、荅は一畝あたり三分

の二斗、菽は一畝あたり半斗を標準蒔き量とする。生産を利するならこれより少なくて良い。これ以外のもので当地でもともと栽培してきたものについては数量を審議決定して種えよ。 倉律

(30) 注八、永田論文一四二頁。

(31) 注一一、山田論文二二三頁。

(32) 弘氏は「七人」と読んでいる（七八頁）が、写真では「十人」と読めるので一〇人とする。

(33) 黄氏は「約人販錢二百」（傍点筆者）と読み、「それぞれの人が二百錢を出す」と解釈したが、ここでは「約入販錢二百」と解釈した弘氏（七八頁）と山田氏（注一二論文一八三頁）の説を支持する。

(34) 「非前謁」を黄氏は「於前謁」と釈読している（六七頁）。馬王堆一号墓の遺策（第五二簡）でも同様の字を「非」としていることから、「非」と釈読した。

(35) この部分を出田氏は「販」に従事した者たちの共同賠償の意味としているが（注一二論文一八四頁）、「販」のプールの中から出すものと解釈したい。

(36) 『漢書』「惠帝紀」「六年冬十月辛丑齋王肥薨。令民得賣爵」

(37) 『漢書』「食貨志」「於是文帝從錯之言，令民入粟邊，六百石爵上造，稍土會至四千石爲五大夫，萬二千石爲大庶長，各以多少級數爲差。（中略）上復從其言，乃下詔賜民十二年租稅之半」

(38) 注一二、山田論文一八五頁。

(39) 『漢書』「食貨志」「後十三歲考景二年，令民半出田租，三十而一也。其後，上郡以西旱，復修賣爵令」

(40) 注一〇、杉本論文五二二頁。

(41) 『塩鉄論』「散不足篇」「今懸官多蓄奴婢，座粟衣食，私作產業」という記述があることから、官職を持ちながら事業を営んでいた者が多かったのである。

(42) 注八、永田論文一三八頁。永田氏は居延漢簡から以下の記録を引いている。

- 〔榮陽 秋賦錢五千 東利里父老夏聖等教(？) 數 西郷守有秩志臣佐順臨 從請親閱〕 (四五・一勞圖四七〇)
- 〔北〇〇〕 秋賦錢五千 〇〇里父老〇〇 正安釈〇〇 番夫良佐吉 受(五二六・一 勞圖四五七)
- (43) 注一二、山田論文一八六一七頁。
- (44) 注二二、宇都宮論文「僅約研究」二八九頁。
- (45) 佐藤武敏「中国古代の麻織物業」『中国古代工業史の研究』一八六一二〇一頁。
- (46) これについて好並氏は被葬者が農民の田租を代納したからであるとしているが(注二七)、しかし「鄭里廩簿」を公的貸与とするとその関係は成立しない。
- (47) 『史記』「貨殖列伝」「洛陽街居在齊秦楚趙之中、貧人學事富家、相矜以久賣、數過邑不入門、設任此等、故師史能到七千萬」
- (48) 渡辺信一郎『中国古代社会論』第一章二四頁・三一頁注二五。
『居延漢簡』「一三七葉簡番号三七・三三二」小奴二人直三萬。大婢一人二萬。軺車二乘直萬。用馬五匹直二萬牛車二兩直四千。服牛二六千。宅一區萬。田五頃五萬。●凡貨直十五萬」
- (49) 渡辺信一郎氏は鳳凰山漢墓の中に中家はないとしている(注四九、渡辺論文二五頁)が、八・一六七・一六八号墓(大家に属するだろう)と一〇号墓の隔りの大きさを考慮したい。
- (50) 『塩鉄論』「散不足篇」今富者積土成山、列樹成林、臺榭連閣、集觀增樓。中者祠堂屏閣。垣闕翠幄。
- (51) 『史記』「河渠書」于楚、西方則通渠漢水、雲夢之野東方則通溝江淮之間。於吳則通渠三江、五湖。於齊則通。濟之間。於蜀、蜀守冰鑿離確、辟沫冰之害、穿二江成都之中。此渠皆可行舟、有餘用溉浚、百姓饗其利。至于所過、往往引其水益用溉田疇之渠、以萬億計、然莫足數也」
- (52) 黃盛璋「関于江陵鳳凰山一六八号漢墓的凡个問題」『考古』一九七七年一期四八―五〇頁(以後、本文中に引用の際は「黃論文」Iと略す)
- (53) 『漢書』「地理志」南郡(中略)戶十二萬五千七百七十九、口七十一萬八千五百四十」
- (54) 宇都宮清吉「西漢時代の都市」『漢代社会經濟史研究』一一六頁、なお成都と宛の人口は宇都宮氏の推定
- (55) 『漢書』「地理志」荆及衡陽惟荊州。(中略)貢羽旄、齒、革、金三品、棗、幹、桔、柏、厲、砥、弩、丹、惟箇、糝、楛(後略)
- (56) 『史記』「貨殖列伝」蜀、漢、江陵千樹之橘」
- (57) 『塩鉄論』「相刺篇」橘柚生於江南、而民皆甘之於口、味同也」

- (58) 『史記』「貨殖列伝」「越、楚則有三俗。夫白淮北沛、陳、汝南、南郡此楚也。其俗剽輕易發怒地薄、寡於積聚。江陵故郢都、西通巫、巴、東有雲夢之饒」
- (59) 「裘論文」五四頁。臨江國の記録は『漢書』「景帝記」に「二年冬十二月、有星孛于西南。(中略)春三月立皇子德爲河間王、闕爲臨江王(後略)」とある。
- (60) 注一一、山田論文一八九頁。
- (61) 注五二、「黃論文」II、四三、四頁。
- (62) 注五二、「黃論文」II、四八から五〇頁。
- (63) 『史記』「貨殖列伝」「總之、楚越之地、地廣人希、飯稻羹魚、或火耕水耨、果隋贏蛤不待買而足、地勢饒食、無飢饉之患、以故皆窳偷生、無積聚而多貧。是故江、淮以南無凍餓之人、亦無千金家」
- (64) 注一、「簡報」四四頁。注二〇、一六七号墓發掘簡報一頁。
- (65) 『漢書』「食貨志」「今農夫五口之家、其服役者不下二人、其能耕者不過百畝、百畝之收不過百石。(中略)此商人所以兼併農人、農人所以流亡者也」
- (66) 『史記』「平淮書」「是時山東被河災、及歲不登數年、人或相食、方一二千里。天子憐之、詔曰『江南火耕水耨、令飢民得流就食江淮間、欲留、留處』遣使冠蓋相屬於道、護之下巴蜀粟以振之」

釋文

(一) 木 牘

一 不予者、陳黑、宋則、齋。

二A 中販

共侍約

二B □□(年)三年辛卯、中販版長張伯、石晃、秦仲、陳伯等十人、

※ 第一一四簡以後は裘氏の釈文による。

相與爲版、約…人、版錢二百。約二…●會、錢備、不備、勿與同
版、卽版直行。共侍、非 前謁。●病、不行者、罰日卅、母人者、庸賣。

器物不具、物責十錢。●共事…凡器物毀傷之、及亡、版共負之。

非其器物、擅取之、罰百錢。●版吏令會、不會、會日、罰五十、

會而計不具者、罰比不會。爲版吏、集器物及人。●版吏秦仲。

三 平里戶芻廿七石 凡十四石二斗八升半 稟上戶芻十三石 凡二石八斗三升

田芻四石三斗七升 田芻一石六斗六升

凡卅一石三斗七升 凡十四石六斗六升

八斗爲錢 二斗爲錢

六石當稟 一石當稟

定廿四石六斗九升當□ 定十三石四斗六升給當□

田稟二石二斗四升半 田稟八斗三升

芻爲稟十二石 芻爲稟二石

四 A 芻二石爲錢

四 B 當利正月定算百一十五 二月算卅三□繕兵 P

正月算册二給轉費 P 三月算十四吏奉 P

正月算十四吏奉 P 三月算十三吏奉 P

正月算十三吏奉 P 三月算六傳徒 P

正月算廿□(二) 傳徒 P

正月算□(廿) 四□□ P

當利二月定算百

二月算十四吏奉 P

二月算十三吏奉 P

五 A

市陽、二月、百一十二算、算卅五錢、三千九百廿正、偃付西鄉偃佐纏吏奉 P、受正□二百册八。

市陽、二月、百一十二算、算十錢、千一百廿正、偃付西鄉佐賜口錢 P。

市陽、二月、百一十二算、算八錢、八百九十六正、偃付西鄉偃佐纏傳徒 P。

市陽、三月、百九算、算九偃、九百八十一正、偃付西鄉偃佐賜。

市陽、三月、百九算、算廿六錢、二千八百卅四正、偃付西鄉偃佐賜。

市陽、三月、百九算、算八錢、八百七十二正、偃付西鄉偃佐賜。

市陽、四月、百九算、算廿六錢、二千八百卅四正、偃付西鄉偃佐賜。

市陽、四月、百九算、算八錢、八百七十二正、偃付西鄉偃佐賜。

五 B

市陽、四月、百九算、算九錢、九百八十一正、偃付西鄉偃佐賜。

市陽、四月、百九算、算九錢、九百八十一正、偃付西鄉偃佐賜、四月、五千六百六十八。

市陽、五月、百九算、算九錢、九百八十一正、偃付西鄉偃佐稟 P。

市陽、五月、百九算、算廿六錢、二千八百卅四正、偃付西鄉偃佐稟 P。

市陽、五月、百九算、算八錢、八百七十二正、偃付西鄉偃佐稟 P、五月、四千六百八十七。

市陽、六月、百廿算、算卅六錢、四千三百廿、付□得婦。

鄉里、二月、七十二算、算卅五錢、二千五百廿正、偃付西鄉偃佐纏吏奉P。

鄭里、二月、七十二算、算八錢、五百七十六正、偃付西鄉偃佐纏傳徒P。

鄭里、二月、七十二算、算十錢、七百廿正、偃付西鄉偃佐賜口錢P。

六A

竹筭二 尺卑、卑一具。 案一 脯二束

望筭一 食卑、卑一具。 布囊食一 豚一□

圃一 食檢一具 縑囊米二 槌一具

大奴一人 積一具 布帷一、長丈四、二福。 赤杯三具

大婢二人 小子一具 瓦器凡十三物 黑杯五

□食卑、卑一具。

六B

酒□二斗一

四年後九月辛亥、平里五夫、張偃□□。

地下□偃衣物所以□□器物□令。

食以律介從事。

(二) 竹 簡

七 市陽租五十三石三斗六 其七升半當□ 定册一石五斗三升半

升半

其六石一斗當粟 其一石一斗二升當耗 臨□□

物

其一斗□半當□ 其四石五斗二升當黃白術 凡十一石八斗三升

八 白稻米六斗 染秣粟米八斗□□升 稻秣一斗四升少半升 青米四斗

麥□斗 (漫滅) 八升□

豆□斗 染粟二斗…… 大半升

□一斗四升 稻米二斗四升大半升當□

九 鄭里廩簿、凡六十一石七斗。

一〇 戶人聖、能田一人、口一人、田八畝十P、移越人戶、貸八斗、二年四月乙□。

一一 戶人得、能田一人、口三人、田十畝十P、貸一石。

一二 戶人擊牛、能田二人、口四人、田十二畝十P、貸一石二斗。

一三 戶人野、能田四人、口八人、田十五畝十P、貸一石五斗。

一四 戶人痲冶、能田二人、口二人、田十八畝十P、貸一石八斗。

一五 戶人□、能田二人、口三人、田廿畝、今□奴受、貸二石。

一六 戶人立、能田二人、口六人、田廿三畝十P、貸二石三斗。

一七 戶人越人、能田三人、口六人、田卅畝十P、貸三石。

一八 戶人不章、能田四人、口七人、田卅七畝(九二)十P、貸三石七斗。

一九 戶人勝、能田三人、口五人、田五十四畝十P、貸五石四斗□□。

二〇 戶人虞、能田二人、口四人、田廿畝十P、貸二石。

- 二一 戶人横、能田二人、口六人、田廿畝十P、貸二石。
- 二二 戶人小奴、能田二人、口三人、田卅畝十P、貸三石、口一石五……。
- 二三 戶人佗、能田三人、口四人、田廿畝十P、貸二石。
- 二四 戶人定西、能田四人、口四人、田卅畝十P、貸三石。
- 二五 戶人青啓、能田三人、口六人、田廿七畝十P、貸二石七斗。
- 二六 戶人□奴、能田四人、口七人、田廿三畝十P、貸二石三斗。
- 二七 戶人□奴、能田三人、口□人、田卅畝十P、貸四石。
- 二八 戶人村致、能田四人、口六人、田卅三畝十P、貸三石三斗。
- 二九 戶人公士田、能田三人、口六人、田廿一畝十P、貸二石一斗。
- 三〇 戶人駢、能田四人、口五人、田卅畝十□。
- 三一 戶人朱市人、能田三人、口四人、田卅□。
- 三二 戶人□奴、能田三人、口三人、田□四畝□。
- 三三 戶人□□、能田二人、口三人、田廿畝十□。
- 三四 戶人公士市人、能田三人、口四人、田卅二畝□。
- 三五 (六) 月十六日、付司馬伯桌一、絜册二。
- 三六 六月廿二日、付□□□二百五十一。●凡五百二。
- 三七 六月廿五日、付五翁伯□緯一百、將直百册。
- 三八 八月十三日、付干(王)兄與司馬伯分二□卅八、直七十六。

- 三九 九月八日、□□付□□箭（一二三）六合、合五十四、直三百廿四。
- 四〇 九月四日、付五翁伯桌一、□卅、箭三合、合五十四、直百六十四。
- 四一 九月七日、付五翁伯箭二合、合五十四、直百八。
- 四二 九月九日、付五翁伯箭二合、合五十、直百、桌一、□卅。●凡百卅。
- 四三 九月十五日、付司（馬伯）箭二合、合五十四、直百八、桌四、箭七、直廿八、凡百卅六。
- 四四 九月□付□□箭二合、合五十四。●凡百八。
- 四五 十月七日、付桌五、箭四。●凡廿。
- 四六 六月十六日、□□決□至十月十日。●凡三月廿三日所出。●凡千八百廿八。
- 四七 鄧得二、任甲二、宋則二、野人四。●凡十算、□一男一女。●男野人、女惠。
- 四八 寄三、歡二、寶一張、母三、夏幸一、□一男一女。●男母、女□。
- 四九 □名一、姚卑三、□□三寅三。●凡十算、□一男一女。●男孝、女□。
- 五〇 晨一、說一、不害二、□□三、□三。●凡十算（一五七）、□一男一女。●男□、女鬧。
- 五一 □四、張伯三、翁□一、楊□二。●凡十算、□一男一女。●男、女□。
- 五二 □期三、黑一、婢一、宋上一、余二、阴二。●凡十算、□一男一女。●男□期、女方。
- 五三 實涓二、□多一、母寐三、壯晨四。●凡十算。●□一男一女。●男晨、女□。
- 五四 □□□、□□□、□則一。●□一男一女、男□、□□。
- 五五 斬□一□□□。
- 五六 □□是二□。

- 五七 □□四、凡十、男□□、女□。
 五八 市陽□戶□□倉書。
 五九 敦、乙二戶、儋行 少一日
 六〇 冠都二戶 兼行 少一日
 六一 □、昆論二戶 善行 少一日
 六二 越人、□二戶 唐行 少一日
 六三 上官乙人、聖二戶 坂(販) 馬郃少一日
 六四 貞二戶 □□一日
 六五 安國、晨二戶 未行
 六六 終古、斯二戶 孫以行
 六七 臣、□二戶 □行
 六八 首、右章二戶 士子行
 六九 如、從□二戶、如行
 七〇 任、但二戶 迭行
 七一 □□□二戶 澤
 七二 儋、宇二戶 庫□
 七三 狀、小奴(三戶) 士枹行半
 七四 平、中章 見

七五 · 楊人
七六 · 郭貞
七七 · 王□
七八 · □□
七九 大女楊凡
八〇 女延
八一 楊閔、小
八二 □小
八三 □小
八四 □母智駒
八五 楊母智
八六 楊累
八七 王終
八八 王聖
八九 郭脩
九〇 張母誓
九一 張奴
九二 張時

九三 張□
九四 徐束
九五 杜留
九六 朱但
九七 瘕□
九八 樂來
九九 黃□
一〇〇 澤之
一〇一 母戍
一〇二 □都
一〇三 □敬
一〇四 □歐
一〇五 婧
一〇六 喜
一〇七 易
一〇八 田
一〇九 益
一一〇 送

- 一一一 □
- 一二二 四月丁巳、撩甲人舍平里、酒二石四斗、直(下欠)
- 一二三 □斗直九十、鹵八、新束四□(下欠)
- 一二四 □陽假千八百廿
- 一二五 (上欠) 九百廿六
- 一二六 (上欠) 千六百九十八
- 一二七 (上欠) 平里五十三
- 一二八 (上欠) 里錢二千九百卅二□受：敬里錢三百□十六
- 一二九 廿移宣□三百七十六□□里□□□
- 一二〇 (上欠) 三百 移至 (下欠)
- 一二一 (上欠) 千二百四給 (下欠)
- 一二二 (上欠) 百五十六